

VIII その他

VIII その他

(1)鈴鹿市税制一覧表（平成 21 年度）

区 分	納税義務者	課税標準及び税率	申告期間	賦課期日	徴収方法	納 期
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所、事業所を有する法人 4. 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの 5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 均等割 3,000 円 所得割 6/100 (法人) 均等割 1号法人 年額 5万円 2号法人 " 12万円 3号法人 " 13万円 4号法人 " 15万円 5号法人 " 16万円 6号法人 " 40万円 7号法人 " 41万円 8号法人 " 175万円 9号法人 " 300万円 法人税割 13.5/100	(個人) ・個人申告書 3月16日 ・給与支払報告書 1月末日 ・異動届出書 徴収しなくなった日の翌月10日 (法人) 事業年度終了後2ヶ月以内。 なお、事業年度が6ヶ月以上の場合は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収 (法人) 申告納付	(個人) ・普通徴収 1期 6月1日～同月30日 2期 8月1日～同月31日 3期 10月1日～同月31日 4期 翌年1月1日～同月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) (法人) 申告の期間内
固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者	土地、家屋(補充)課税台帳に登録された価格×1.4/100	償却資産の申告 1月末日	1月1日	普通徴収	1期 4月1日～同月30日 2期 7月1日～同月31日 3期 12月1日～同月25日 4期 翌年2月1日～同月末日
都市計画税	市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋(補充)課税台帳に登録された価格×0.2/100				
軽自動車税	1. 原動機付自転車の所有者 2. 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3. 二輪の小型自動車の所有者	50cc 1,000円 50cc～90cc 1,200円 90cc～125cc 1,600円 「ミニカー」 二輪車 2,500円 三輪車 2,400円 四輪車 3,100円 乗用 7,200円 貨物 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪小型 4,000円	取得申告 15日以内 廃車申告 30日以内 変更申告 15日以内	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	売渡し本数×3,298/1,000本 (旧3級品は1,564/1,000本)	翌月末日		申告納付	翌月末日
鉱 産 税	鉱物の掘採事業者	鉱物の価格 × 1/100 (価格が200万円以下は0.7/100)	翌月末日		申告納付	翌月末日

区 分	納税義務者	課税標準及び税率	申告期間	賦課期日	徴収方法	納 期
特別土地保有税 (平成 15 年度以降 課税停止)	土地の所有者及び土地の取得者	土地に対して課する特別土地保有税 1.4/100 土地の取得に対して課する特別土地保有税の課税標準は土地の取得価格×3/100	1月1日において基準面積以上の土地を所有する者 5月31日 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者 2月末日 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者 8月31日	保有分 1月1日 取得分 1月1日 7月1日	申告納付	申告のとき
入 湯 税	入湯客	宿泊する者 一泊につき 150 円/一人 日帰りの者 80 円/一人 (利用料金 2,000 円以下の場合は課税免除)	特別徴収義務者は前月 1 日から同月末日までの分を毎月 15 日までに納入		特別徴収	
国民健康保険税	鈴鹿市国民健康保険の被保険者である世帯主, 又は世帯内に被保険者のある世帯主	医療保険分 所得割額 (平成 20 年中の所得－基礎控除 33 万円) × 5.2% 資産割額 平成 21 年度固定資産税額 (都市計画税は除く) × 5% 被保険者均等割額 24,000 円 (×加入者数) 世帯別平等割額 24,000 円 賦課限度額 47 万円 後期高齢者支援金分 所得割額 (平成 20 年中の所得－基礎控除 33 万円) × 2.2% 資産割額 平成 21 年度固定資産税額 (都市計画税は除く) × 3% 被保険者均等割額 6,000 円 (×加入者数) 世帯別平等割額 6,000 円 賦課限度額 12 万円 介護保険分 所得割額 (平成 20 年中の所得－基礎控除 33 万円) × 2.2% 資産割額 平成 21 年度固定資産税額 (都市計画税は除く) × 2% 被保険者均等割額 7,200 円 (×加入者数) 世帯別平等割額 6,000 円 賦課限度額 9 万円		4月1日	普通徴収 特別徴収	・普通徴収 第 1 期 7月1日～同月31日 第 2 期 8月1日～同月31日 第 3 期 9月1日～同月30日 第 4 期 10月1日～同月31日 第 5 期 11月1日～同月30日 第 6 期 12月1日～同月25日 第 7 期 翌年1月1日～同月31日 第 8 期 翌年2月1日～同月末日 第 9 期 翌年3月1日～同月31日 ・特別徴収 (平成 20 年 10 月から開始) 4 月, 6 月, 8 月, 10 月, 12 月, 翌年 2 月